

## 告 示

### 埼玉県中央家畜保健衛生所長告示

### 埼玉県川越家畜保健衛生所長告示 第一號

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第九条の規定により、高病原性鳥インフルエンザの発生を予防するため、次のとおり消毒方法を実施することを命ずる。

令和七年十月二十八日

埼玉県中央家畜保健衛生所長 河津理子  
埼玉県川越家畜保健衛生所長 伊藤麗子  
埼玉県熊谷家畜保健衛生所長 中島敏行

#### 一 実施の目的

高病原性鳥インフルエンザの発生予防

#### 二 実施する区域

県内全域

#### 三 対象農場等

鶏、あひる、うづら、きじ、エミュー、だちよう、ほろほろ鳥又は七面鳥（以下「家きん」という。）を飼養する農場その他家畜保健衛生所長が必要と認める場所

#### 四 実施すべき者

三の農場等において飼養される家きんの所有者

#### 五 実施の期日

令和七年十一月一日（土）から令和八年五月三十一日（日）までの間

#### 六 消毒方法

農場等及び各家きん舎周囲のうち、家畜保健衛生所長が指示する場所に消石灰を散布する。ただし、同等の効果が認められる方法への代替も可とする。

#### 七 その他

本告示による消毒作業が終了した場合は、直ちに当該農場等の住所地を管轄する家畜保健衛生所長に報告すること。

イ 埼玉県中央家畜保健衛生所

埼玉県さいたま市北区別所町百七番地一（郵便番号333-1108-11） 電話

〇四八一六六三一三〇七一 ファクシミリ〇四八一六六六一八七三一 電子

メール m633071@pref.saitama.lg.jp

ロ 埼玉県川越家畜保健衛生所

埼玉県川越市大字石田百五十[1]番地（郵便番号三五〇一〇八三[1]七） 電話〇四九一—一[1]五—四一四一 ファクシミリ〇四九一—一[1]六一九六五三 電子メーラr254141@pref.saitama.lg.jp

八 埼玉県熊谷家畜保健衛生所

埼玉県熊谷市田光一丁目八番三[1]十号（郵便番号三六〇一〇八一[1]） 電話〇四八一五一[1]—一[1]七四 ファクシミリ〇四八一五一六一—一〇六三 電子メーラk211274@pref.saitama.lg.jp